

部活動の地域スポーツ化に関する業務に関する想定質問

No.	カテゴリー	質問	回答
1	要項3	個人で応募はできませんか。	今回は認めていません。本取り組みは持続可能な取り組みを目指しており、個人の場合、万が一事故やケガ、トラブルなどがあった場合に事業が継続できないため。
2	要項3	現在、すでに任意団体として中学生向けの活動をしていますが、応募可能ですか。	参加可能です。要項3番の参加資格が満たされているかご確認ください。
3	要項3・11	現在、すでに企業の活動として中学生向けの教室を運営しておりますが、応募可能ですか。	参加可能ですが、営利企業については、実施要項の3番及び11番に準じた取り扱いとさせていただきます。
4	要項3・6・8	新たに団体を作ることを考えていますが、応募は可能ですか。	参加可能です。要項3番の参加資格が満たされているかご確認ください。また契約の締結については5名以上の登録者の確保後としております。詳しくは要項8番をご覧ください。
5	要項3・8・11	現在、任意団体として小学生向け（大人向け）の活動をしていますが、新たに中学生の受け入れを見越して、応募することは可能ですか。	参加可能です。要項3番の参加資格が満たされているかご確認ください。また契約の締結については5名以上の登録者の確保後としております。詳しくは要項8番をご覧ください。
6	要項3	新たに団体を作る場合に必要な要件を教えてください。	団体として活動していくにあたって、団体のルール作成（会則・規則）、団体内での役割の明確化（役員名簿・組織体制図）、活動に係る予算計画（予定で可）を準備・提出してください。また、会計処理及び報告についても適切に執行できる体制を整えてください。
7	要項3	応募するのに法人格は必要ですか。	必要ありません。任意団体でも応募可能です。
8	要項3	チームの指導者が全員が小中学生の指導経験を有する必要がありますか。	チーム内で1名でも指導経験があれば問題ありません。
9	要項3	要項3番(3)の「指導経験」とは具体的にどのようなものを指しますか。	今回は、定期的な活動を指導経験とします。（練習や試合など）単に引率のみや単発のイベントだけでは「指導経験」とみなしません。
10	要項3	チームOBOGの高校生を指導者・管理者の一人としてカウントすることは可能ですか。	高校生はカウントしないものとします。本事業の指導者・管理者は18歳以上または大学生以上を対象とします。（高校生が協力者として協力することは妨げません）
11	要項3	月に1回程度の活動ですが、応募は可能ですか。（活動頻度が週1回未満の場合）	参加資格を満たしていれば可能です。仕様書の活動頻度の要件は満たしておりませんが、委託契約の締結や委託料の支給はできませんが、その他の要件を満たしていれば、認定した団体として活動の紹介などの支援ができるよう検討して参ります。
12	要項3	指導者がライセンス等を取得していることは必須ですか？	必須ではありません。ただし今後活動を継続していく中で、機会があれば取得していただきますようお願いいたします。
13	要項4	選定後の流れを教えてください。	選定後、4月中旬から下旬を目標に、「活動先一覧」を生徒に紹介予定です。「活動先一覧」に、活動概要や活動場所、募集方法等を掲載予定です。募集方法など、生徒募集に当たっての具体的な段取りを検討ください。
14	要項4 仕様書2イ	生徒募集はどのように行いますか。	生徒に「活動先一覧」を配布し、募集方法などを掲載し、生徒がそれぞれ応募します。また団体独自に広報活動を行っていただいても構いません。（SNSの運用・ホームページの運用など）なお、受付は仕様書2イの通り受託団体でお願いします
15	要項4	すでに参加生徒と活動場所を確保している場合、4月以降どのように対応すればよいですか。	すでに活動している場合は、そのまま継続して活動ください。
16	要項6・12	1つの実施団体が、曜日ごとに異なる教室を運営している場合、どのような書類の提出が必要ですか。	要項6番の通り、提出書類ア・イについては団体として1つご提出ください。提出書類ウについては内容ごとにそれぞれご提出ください。
17	要項8	生徒募集をし、登録者が5名に満たなかった場合はどのようになりますか。	要項8番に基づき、委託契約や委託料の支払いはできませんが、活動の実施は可能です。また活動していく中で、5名以上の登録者が確保できた時点から委託契約を結ぶ予定です。
18	要項8	委託料はどのように支払われますか。	委託者から受託者に委託料をまとめてお支払いします。委託契約締結後、支払いの手続きを進める予定です。
19	その他	次年度以降の活動はどうなりますか。	次年度も継続して活動をお願いします。ただし、委託料については令和8年度をもって終了する予定です。仕様書にも記載の通り、委託料に頼らないクラブ運営をお願いします。

20	仕様書2ア	活動場所について、調整はどのように行いますか。	各団体の希望を聴取し、現在の使用状況も踏まえたうえで調整します。なお、学校施設の場合、学校行事が優先のため、式典や行事が予定されている場合は使用できません。また、市内施設が限られており、すでに活動している場所や施設がある場合は、そちらを使用いただきますようお願いします。
21	仕様書2ア	生徒はどのように活動場所に来ますか。	徒歩・自転車・保護者の送迎が考えられます。駐輪場所や駐車場など会場ごとのルールに従ってください。
22	仕様書2ア	テスト期間や学校行事がある際の活動はどうすればいいですか。	本事業は学校教育ではないので必ずしもお休みにする必要はありません。参加生徒と調整をお願いします。どうしても中止が必要な事由が発生した場合は委託者から連絡します。
23	仕様書2ア	勤務している会社が兼業禁止なのですが、本事業は兼業に当たりますか。	兼業規定については勤務先ごとに異なりますので、勤務先でよく話し合ってください。学校の教員の場合は勤務校の管理職にご相談ください。
24	仕様書2ア	【学校施設を活用する場合】 学校の備品は使用できますか。	支柱やゴール等大型備品については学校の備品も使用可能です。ビブスやポールなどについては団体で調達及び持ち込みをお願いします。